

呉市教育委員会会議録
(令和4年8月25日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和4年8月25日定例会

- 1 開催日時 令和4年8月25日(木) 15:00開会
16:32閉会
- 2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子
委員 吉中由美子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 石川直之
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣
教育総務課長 宇根徹
学校施設課長 惣引利光
学校教育課長 蒲原尚博
学校安全課長 伊藤賀世
学校施設課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 瀧川孝徳
学校教育課課長補佐 木屋善貴
学校教育課主査 中村友美
学校安全課主査 鈴木伸彦
学校教育課指導主事 河野晴雄
- 5 説明員 中舂俊宏(呉高等学校校長)
- 6 傍聴者 0人
- 7 日 程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 報告第21号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
 - (4) 教議第40号 呉市立天応小学校の校地面積の変更について
 - (5) 教議第41号 令和5年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について
 - (6) 教議第42号 令和5年度使用教科用図書(呉市立呉高等学校)の採択について
 - (7) 教議第43号 令和5年度使用教科用図書(義務教育諸学校特別支援学級用)の採択について
 - (8) 教議第44号 臨時代理の承認について(学校給食の提供方法について(報告))

- (9) 教議第45号 臨時代理の承認について（呉市立天応学園におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について）
- (10) 報告第22号 専決処分について（事故賠償）
- (11) 報告第23号 専決処分について（事故賠償）
- (12) 教議第46号 「教育委員会事務点検・評価報告書（令和3年度事務事業対象）」について
- (13) 教議第47号 臨時代理の承認について（令和4年度教育費補正予算）
- (14) 報告第24号 令和4年度教育費補正予算について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、森尾委員・佐々木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

瀧川課長補佐 (令和4年7月26日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第9から日程第12については、議会に諮る案件のため非公開、日程第13から日程第14については、予算に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 また、本日提出された教科用図書の採択に係る各議題につきましては、今年度も、透明性の確保に重きを置いて公開としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第21号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第21号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

伊 藤 課 長 報告第21号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

本件は、既に報道されております呉市立学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況及び学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。

本日は、令和4年4月1日から8月19日までの数値を示しております。

陽性者が発生した学校は延べ1,330校、臨時休業、これは、学級閉鎖や学年閉鎖を実施した学校となりますが、これが延べ384校、陽性となった学校関係者は延べ2,075名となっております。

次に、2の学校の対応についてを御覧ください。

(1)から(3)の内容について、学校には、令和4年8月5日に通知しております。

(1)これまでは、新型コロナウイルス感染症患者に呉市保健所から電話連絡し、

調査等を行っていましたが、今後、これは令和4年8月9日から開始しておりますが、呉市保健所からのショートメッセージサービス、SMSによる情報提供となりました。これは、急増する自宅療養者に対応するためです。そして、(2)の①から③に該当する場合、保護者は速やかに学校に連絡し、その際、学校は(3)に示しております聴き取り内容、感染が判明した日、発症日、自宅療養又は待機期間、感染経路などについて可能な範囲で保護者に聴き取りを行い、出席停止の措置や臨時休業の可否を検討いたします。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の報告第21号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第40号 呉市立天応小学校の校地面積の変更について

教 育 長 　次に、日程第4の教議第40号「呉市立天応小学校の校地面積の変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

惣 引 課 長 　教議第40号「呉市立天応小学校の校地面積の変更について」御説明いたします。資料3ページを御覧ください。

本件は、令和5年4月に開校を予定している呉市立天応学園の整備に伴い、校地西側にある河川用地の一部に、国道31号線沿いの歩道から直接、校内に出入りするための橋梁を建設し、学校用地として一体的に管理するため、校地面積の変更を行うものです。

1の変更する面積を御覧ください。

変更前の校地面積17,454平方メートルに、河川用地の一部、283平方メートルを学校用地として加えるため、変更後の校地面積は17,737平方メートルとなります。

2の変更時期につきましては、本委員会で議決いただいた後、当該土地を管理する土木総務課からの所管替えを行うため、令和4年9月1日を予定しております。

なお、本橋梁につきましては、天応学園の開校に先駆けて、新たな校舎・体育館の完成後に、通学路として供用開始する予定としております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第4の教議第40号「呉市立天応小学校の校地面積の変更について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第41号 令和5年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について

教 育 長 次に、日程第5の教議第41号「令和5年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

蒲 原 課 長 教議第41号「令和5年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」御説明いたします。

7ページを御覧ください。方針としては、「教職員の職能成長を図るなど人材育成を積極的に推進するとともに、それぞれが意欲を持ち特性や能力を十分に発揮し、組織として機能する学校づくりに向け、計画的に適材を適所に配置することにより、人事の刷新を図る。」を掲げております。

その具体として、ポイントを5点述べております。

1には、教職員組織の適正化、行政機関及び学校種別間の適正な配置換。

2には、同一校、同一地域に相当期間在職する者については、積極的に配置換。

3には、適正な教職員の人事管理、校長意見の尊重、計画的な適材適所の配置。

4には、呉高等学校と県及び他市の学校との交流の推進。

5には、県教育委員会と緊密な連携。

を記述しております。

来年度の県の方針につきまして、現時点では今年度のものから変更がない旨の連絡を受けています。

8ページを御覧ください。

昨年度からの変更点につきましては、標題を令和4年度から令和5年度にしているほか、県教育委員会の方針を踏まえ、冒頭部分と、ポイントの3点目と5点目の文言を整理し、変更しております。

令和5年度に向け、今年度もこの方針に従い、県教育委員会と密接な連携を図り、より一層、計画的な人事異動を行ってまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の教議第41号「令和5年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 最近積極的に上位を目指す教職員が減少しているということを知ったことがあるのですが、そういったときに、配置転換等で支障を来すのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

蒲 原 課 長 教職員全体の数が減少しているということもありますが、新たに管理職を目指す教職員が少なくなっている現状はございます。ですが、教職員に管理職を目指してほしいなどの声掛けを行い、配置転換に支障を来さないように進めたいと考えております。

森 尾 委 員 しっかり頑張ってください。

教 育 長 管理職を目指す教職員は少なくなっています。

そこで事務局として一番頭を痛めているのが人材育成。それに見合う力を付けさせなければならないということで研修。それから、なろうとする意欲。管理職の責任等そういったものについて校長会・教頭会で伝えながら次の管理職を目指す人間

をしっかりと育てていきたいと考えております。

森尾委員 分かりました。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 それでは、御発言なしということで、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)。

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第42号 令和5年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択について

教育長 次に、日程第6の教議第42号「令和5年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択について」を議題とします。

採択に入る前に、選定委員長から総括説明を求めます。

中舛校長 教議第42号「令和5年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択について」御説明いたします。

まず、呉高等学校の教育課程等について簡単に御説明いたします。

呉高等学校は総合学科で、進学から就職まで様々な進路希望を持った生徒が入学してまいります。この多様な進路希望に対応できる教育課程を編成しています。

お配りしておりますパンフレット「呉市立呉高等学校 令和4年度 学校案内」をお開きください。見開きの左ページの上の部分、「令和4年度入学生教育課程表（予定）」を御覧ください。1年次では、音楽、美術、書道の芸術選択科目以外は全員が共通の科目を履修し、2年次からはクリーム色に印刷された選択科目が入ってまいります。ページ中央には、系列と主な選択科目を示しております。

このように、幅広く用意された選択科目からそれぞれの進路希望に応じた科目を選択し、生徒の進路実現を図ることができるようにしている点に特徴があります。

続いて、今年度の採択の方針について、簡単に説明いたします。

ホッチキスで閉じております教議第42号の資料を御覧ください。

1ページには「呉市教科用図書の採択に関する規程」、3ページには「令和5年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」、4ページには「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」、5ページには「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」をお示ししております。

資料の6ページを御覧ください。「令和5年度使用高等学校用教科書の種類数・点数一覧」でございます。

呉高等学校の教科書選定に当たりましては、1年生は、このページに掲載されている第1部の教科書から選定を行っております。また2・3年生は、7ページに掲載されている第2部の教科書から選定を行っております。

9ページを御覧ください。今年度の選定委員会等についてまとめたものでございます。選定委員会は、校長、教頭、学校関係者評価委員3名の計5名で構成し、2にありますとおり選定委員会を2回開催いたしました。この会には呉市教育委員会事務局の職員も参加していただきました。

それでは、教議第42号の表紙をめくった最初のページを御覧ください。このペー

ジと次のページにかけてお示ししておりますものが、選定委員会が選定した教科用図書の一覧でございます。本日は、これらの教科書について一括して採択していただきたいと存じます

総括説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今の総括説明について、御質問がありましたらお願いいたします。
(なしの声)

教 育 長 それでは、先ほどの総括説明を受けまして、令和5年度に呉高等学校で使用する教科用図書につきましては、一括して採択することとしたいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、令和5年度に呉高等学校で使用する教科用図書につきましては、一括して採択することに決定されました。

それでは、選定委員長の説明を求めます。

中 舛 校 長 それでは、10ページからの「令和5年度使用教科用図書選定理由書」を基に選定した教科書の特徴について、御説明いたします。

一番右の欄、選定理由は、法規・法令への準拠と社会状況の変化への即応と本校の生徒実態への即応という視点から記述しています。

全部で、60種ございます。

全てを説明できませんので、具体例として三つの科目について、選定した理由を御説明いたします。

11ページの一番上の「古典探求」につきましては、第一学習社の「高等学校標準古典探求」を選定しております。

1年次の「言語文化」から2年次の「古典探究」へと段階的に学びを深めることができるだけでなく、親しみやすい教材が多く盛り込まれ、かつ古典を学ぶに当たって一般的によく知られた場面が掲載されているところです。

また、新しい学びに対応した言語活動がふんだんに盛り込まれており、QRコードを読み取ることで発展的な学習に取り組みやすくなっています。

学びを広げ、深めるために用意されている言語活動の一覧が豊富です。この「活動の手引き」は、近年、大学共通テストや業者模試で主流となっている形式を採用しており、生徒A・Bと教師の会話から、発展的に話し合いを展開するようになっています。

また、QRコードを読み取ってウェブに移動すれば、教科書本文にはない文章が現れ、教科書の内容との関連性を考えさせることができ、言語活動を展開しやすくなっております。

古典探究には、古文編・漢文編がありますが、本教科書では、それぞれが二部構成となっており、レベルアップを図れるよう意図的に構成されているという特長を持っています。入試に古典が課されない生徒から、入試で必要な生徒まで対応できる教科書であると言えます。

以上のような特徴があることを高く評価し、本教科書を選定しました。

13ページの下から二つ目の「生物」につきましては、第一学習社の「高等学校生物」を選定しております。

教科書の巻頭にある「探究的な学習の進め方」においては、科学的な探究の流れ

が分かりやすく丁寧に示されており、本校生徒が生物の探究学習をする際に取り組みやすい内容となっています。そればかりでなく、総合的な探究の時間、本校ではフロンティアⅠ、フロンティアⅡと称していますが、探究学習にも応用でき、利用価値が高いと言えます。

実験や課題のページにあるQRコードから動画の視聴等ができ、予習・復習や入試に向けた学習に適しています。実験の手順なども動画で確認できるように工夫されています。

また、本教科書には図版が効果的に配置されており、丁寧な説明があるので、本校生徒にとって理解しやすく適した教科書と言えます。

以上のような特徴があることを高く評価し、本教科書を選定しました。

15ページの上から一つ目の「書道Ⅱ」につきましては、光村図書の「書Ⅱ」を選定しております。

巻頭のグラビアページが充実しており、作品や書の美しさが生徒の感性を高め、生徒が興味・関心を持って書に向き合うことを容易にしてくれます。

写真や図が豊富に配置され、拡大された手本や原寸大の手本を参考にして臨書や鑑賞が行いやすくなっています。写真の脇にある説明も簡潔であり、本校の生徒にとって理解しやすくなっております。

直筆で味わう名作として、夏目漱石・芥川龍之介・森鷗外など文豪の筆跡が掲載されているページもあり、他教科と連携した授業展開も可能です。

また、QRコンテンツも充実しており、例えば篆刻のページでは、動画を視聴できます。書道という視覚的な科目に対応した教科書として、本校生徒に適切であると考えます。

以上のような特徴があることを高く評価し、本教科書を選定しました。

以上、三つの科目を例として御説明いたしました。それ以外の科目につきましても、同様の視点で調査・研究し、使用することが適切であると判断したものでございます。

それでは、しばらく時間をとりますので、教科書を御覧ください。

(しばらく時間をとる)

教 育 長 それでは、ただ今の説明について、御質問、御意見がありましたらお願いします。
小 谷 委 員 呉高校の選定委員会も、一度傍聴させていただきましたが、調査・研究委員会は何回実施したのですか。

中 舛 校 長 教科により異なるところもありますが、多いところで7回、少ないところで2回、平均すると4、5回実施しています。

小 谷 委 員 ありがとうございます。しっかりと調査研究されて選定されたわけですね。

来年度は、生徒は一人1台ずつタブレット端末を持っていると思うのですが、選定された教科書で具体的にどのように活用されるのですか。

中 舛 校 長 選定した教科書には、豊富な資料や教材、動画の閲覧ができるように、QRコードが記載されたものが多くあります。生徒がタブレット端末を利用することで予習や復習をすることができ、さらに発展的な学習も行うことができると考えております。

小 谷 委 員 それぞれの教科書にタブレット端末の利用ができて発展的な学びができるということですね。

- 教 育 長 ほかにも御発言はありませんか。
- 森 尾 委 員 高等学校の学習指導要領が改訂されて、国語科においても「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進が示されていると思います。先ほど説明いただきました「古典探究」は新設された科目であると思いますが、選定された教科書には、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、具体的にどのような内容が示されているのでしょうか。
- 中 舛 校 長 教科書を使って具体的に御説明します。高等学校標準古典探究の教科書18ページを御覧ください。編末に「言語活動」と題して、生徒Aと生徒Bが会話する様子が書かれております。ここでは、直前に学習した「古今著聞集」について会話をする中で、生徒が新たな疑問を持ち、その会話の流れを受ける形で、末尾に発展的な課題が示されています。こうした「言語活動」のコーナーは、教科書の随所に設けられており、生徒が会話文を追う中で古典作品に関する情報や価値を整理することにつながります。そのような積み重ねが、主体的・対話的で深い学びにつながり、古典を学ぶ意義等も含めて、発展的な課題に取り組みやすくなるよう工夫がなされています。
- 教 育 長 ほかにも御発言はありませんか。
- 吉 中 委 員 13ページの生物の説明の時に、「科学的な探究の流れ」が詳しく記載されており、また、総合的探求フロンティアに応用できるというお話がありました。科学的に考えたり、探求したり、「思考力」を鍛える学習を積み重ねるというところは、高校生にとってとても大切なことだと思います。この生物の教科書の中で、「科学的な探究の流れ」というのが示されているところを教えてください。
- 中 舛 校 長 生物に限らず、物理・化学・地学といった理科の学習におきましては、用語や公式等を暗記することよりも、自然に対する気付きから課題を見いだしたり、仮説を立てて観察や実験を行ったりといった「科学的な探究」を行うことが大切です。
- 本教科書では、探究的な学習の進め方について、具体的に示しています。高等学校の生物の教科書5ページを御覧ください。5ページから11ページにかけて、探究的な学習の進め方の一例が示されています。それらは「課題の把握」「課題の追究」「課題の解決」という三つの段階に分けられています。生徒は、生物で扱われる様々な自然事象に対し、これら三つの段階に沿って科学的に探究していくこととなります。
- 例えば、教科書24ページを御覧ください。遺伝子の変化を取り扱っておりますが、「？」マークや「Q」マークが最初の「課題の把握」の段階、「考察・結論」の囲み等が次の「課題の追究」の段階を示しています。次に、26ページを御覧ください。「考察」マークの箇所では、観察・実験の結果を分析・解釈することによって、最後の「課題の解決」の段階に進みます。このような記述の配置が随所に見受けられることから、本教科書を使用することによって、生徒は自然に「科学的に探究する力」を身に付けていくことが可能であると考えております。
- 吉 中 委 員 この理科の教科書は、三つの段階によって探求という話でしたけれども、順番に探求が進んでいくという流れが、自然にうまく配置されている教科書ということでしょうか。
- 中 舛 校 長 そのとおりでございます。

- 教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
- 小 谷 委 員 先ほどの書道の説明についてですが、写真や図が豊富に配置されているとありました。確かに写真や図がたくさんありますが、書道の中で写真や図というのはどのような利点があるのか、どのように活用されるのか教えてください。
- 中 舛 校 長 教科書を使って具体的に御説明します。
まず、巻頭のグラビアページを御覧ください。多くの作品が示されており、自由に個性豊かな書の魅力に触れることができます。次に、教科書13ページを御覧ください。篆書の基本点画について原寸大で示してあるとともに、ポイントを分かりやすく示しており、生徒は参考にしやすいと考えます。字形や筆順も多くの例が示してあり、多くの作品や字体に接することができます。このように写真や図など視覚的効果のあるものが多く、授業で活用しやすくなっており、作品や書の良さや美しさと主体的に向き合うことができると考えております。
- 小 谷 委 員 本物の美しさにも触れることができるということですね。
- 佐々木委員 選定委員会に2回出席させていただいて、選定の観点や生徒の実態などにより綿密に検討されたものと理解しています。
1 教科に複数科目というのが見受けられます。我々の時代とは異なる授業が進められています。市呉の特色をつくるために多大な御苦勞があったのではないかと推察しているところであります。
市呉の特色を出すため又は特色を示す上で苦慮された点を教えていただけませんか。
- 中 舛 校 長 市呉の生徒達は就職する者もおりますし、専門学校に行ったり、また、進学したりする生徒もおります。そうした、様々な生徒への学びに対応できるよう、基礎的な内容から発展的な内容までバランス良く構成されている教科書を選ぶということを大切にしております。
- 佐々木委員 先ほどの教科の説明から教科の横の関係性も含めて指導できるというお話と、今の説明を伺って、選定委員会で自信を持って選定されたのだなと思いました。
- 教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)
- 教 育 長 御発言なしということで、令和5年度に呉高等学校で使用する教科用図書は、原案どおり採択することに御異議はございませんか。
(異議なしの声)
- 教 育 長 御異議なしということで、よって、令和5年度に呉高等学校で使用する教科用図書は、原案どおり採択することに決定されました。
説明員が交代いたします。

教議第43号 令和5年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択について

- 教 育 長 それでは、日程第7の教議第43号「令和5年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択について」を議題とします。
採択に入る前に事務局から総括説明を求めます。
- 伊 藤 課 長 教議第43号「令和5年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択について」御説明いたします。

特別な教育課程を編成している特別支援学級では、児童生徒の実態に合わせ、適切な教科用図書を、毎年、採択することとなっております。

採択基準につきましては、資料1を御覧ください。

1ページの「2 方法、組織及び手続」の(1)にありますように、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」「文部科学省著作教科用図書」及び「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の3種類の中から採択することとなっております。

まず、この3種類の教科用図書について御説明いたします。

一つ目は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書でございます。これは「検定済教科用図書」ともいいます。

特別支援学級では、教科用図書として、まず当該学年の「検定済教科用図書」が適当かどうかを、児童生徒の実態から審議し、適当でないときは、下学年用の「検定済教科用図書」について審議いたします。

二つ目は、「文部科学省著作教科用図書」でございます。これは、知的障害の特別支援学級用の教科用図書で、「著作教科用図書」と呼んでおります。また、星印が付いていることから、「ほし本」とも呼んでおります。

資料2を御覧ください。この「著作教科用図書」は、国語、算数・数学、音楽についてのみ発行されており、発行元は、国語、音楽が東京書籍、算数・数学が教育出版社のみです。

1ページから49ページに、特別支援学校学習指導要領に記載されている国語科、算数科・数学科、音楽科の各目標と内容を五つの段階で示しており、星の数は、その五つの段階を表しております。

先ほどの「検定済教科用図書」が適当でないときに、実際の「著作教科用図書」を参考にし、児童生徒の実態に合ったものを選定しております。

お手元に、黄色の付箋を付けた「著作教科用図書」を2冊用意しております。しばらく御覧ください。

(しばらく時間をとる)

三つ目は、「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」でございます。これを「一般図書」と呼んでおります。

資料3を御覧ください。元々は、教科書として作成されたものではない図書がほとんどですが、児童生徒の実態によっては、教科書の役割を果たすものとして認められた教科用図書でございます。

3ページから55ページまで、「令和4年度用一般図書契約予定一覧」を載せております。

児童生徒の実態から、「検定済教科用図書」及び「著作教科用図書」が適当でない場合に、この「一般図書」を選定することとなります。

お手元に、黄緑色の付箋を付けた「一般図書」を2冊用意しております。しばらく御覧ください。

(しばらく時間をとる)

以上3種類の教科用図書のうち、いずれか1種類を教科ごとに使用することとなっております。

選定に当たりましては、資料1の2ページに載せております手順に従い、学校ご

とに選定理由を慎重に審議し、4ページから7ページに載せております様式により提出させております。

本日は、学校から提出された特別支援学級に在籍する児童生徒の教科用図書のうち、「文部科学省著作教科用図書」及び「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」について、一括して採択していただきたいと存じます。

総括説明は、以上でございます。

教 育 長 総括説明について、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 それでは、先ほどの総括説明を受けまして、令和5年度に呉市立義務教育諸学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、一括して採択することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、令和5年度に呉市立義務教育諸学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、一括して採択することに決定されました。

それでは、事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 各小・中学校が選定した教科用図書「文部科学省著作教科用図書」及び「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」につきましては、「教議第43号令和5年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択について」にありますように、1に「文部科学省著作教科用図書」を示し、次のページの2に「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書（一般図書）について」一覧表にして示しております。

一覧表は、左から、教科名・種目名、発行者の略称、図書名の順にまとめており、(1)が小学校、2枚めくっていただいて(2)が中学校となっております。

それでは、選定の詳細について、資料4の1ページを御覧ください。「小学校 知的障害 特別支援学級 第2学年」の児童の選定理由書を例に、御説明いたします。

まず、図画工作及び音楽は「検定済教科用図書」を選定しております。

次に、国語は「著作教科用図書」の「こくご星2つ」を選定しております

算数、生活、道徳につきましては、「一般図書」から選定しております。これらの「一般図書」は、いずれも資料3にございます、「令和4年度用一般図書契約予定一覧」の中から選定しております。

それぞれ選定理由を表の右側に示し、報告を受けております。

以上のように、児童生徒が使用する教科用図書につきましては、「検定済教科用図書」「著作教科用図書」「一般図書」の中から、児童生徒の実態に応じて、適切に選定しております

説明は以上です。

教 育 長 それでは、ただ今の説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 いろいろと説明いただきました中で、「小学校 知的障害 特別支援学級 第2学年」の児童の選定理由書を例に説明していただきましたが、図画工作の「検定済教科用図書」、これにつきましては、小学1・2年継続使用と示してありますが、どのような場合が継続使用となるのか。また、「一般図書」についても継続使用で

きるのかどうかお聞かせください。

伊藤課長 図画工作の「検定済教科書」については、第1学年時に第1学年及び第2学年用を上・下巻という形で給与され、第2学年では新たに給与されることはありません。このように、2学年分をまとめて給与される教科については、継続使用となります。小学校においては、図画工作以外にも生活や保健などがこれに該当します。これは、通常の学級と同様の給与形態です。

また、一般図書についても、児童生徒の実態によっては2学年以上にわたって使用する場合もあるため、継続使用できます。

吉中委員 先ほどの採択基本方針の説明で、教科用図書がその学年の「検定済教科用図書」が児童生徒の実態に応じているかどうか、適当かどうかを審議して、それが適当でないときには、下学年用の「検定済教科用図書」について審議すると説明がありましたが、例えば、中学生で下学年といったときに小学生の「検定済教科用図書」を選定することはできるのでしょうか。

伊藤課長 児童生徒の障害の程度や実態等を考慮し、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えて教科用図書を選定することができるため、中学生用として小学校で使用される検定済教科用図書を選定することは可能です。

吉中委員 障害の程度や実態等を考慮して最も適切なものが選択されているということですね。

小谷委員 一般図書を見ると、異なる教科で同じ図書が選定されている場合があります。

なぜ、同じ一般図書が生活科や道徳科など、異なる教科で選定されるのですか。

伊藤課長 一般図書の中に、「子どものマナー図鑑」というものがあるのですが、それを例にとりて説明させていただきますと「子どものマナー図鑑(4)おつきあいのマナー」これについては、小学校では生活科と道徳科で選定されています。

児童の実態を踏まえて一般図書を選定するため、ある児童は、生活科で「人のかかわり」という内容について学習するための一般図書として選定され、また別の児童については、道徳科で礼儀について学習するために選定されることが考えられます。

このように、各教科のねらいに即し児童生徒の実態を踏まえて選定されるため、同じ一般図書が異なる教科で選定される場合がございます。

小谷委員 いろんな場合によって、いろんな教科になるということですね。

佐々木委員 特別支援学級の教科用図書は、毎年採択が行われておりまして、児童生徒一人一人をしっかりと見て、一人一人に合った教科用図書を選択していくことが大切であるという基本方針にのっとり、適正に選定されていると承知しております。

本日の教科用図書の採択について説明を聞いたり、教科用図書を見たりする中で、教科用図書を選定する児童生徒の発達段階や生活年齢への配慮、また、障害の状態や特性等を十分に考慮して、本年度も丁寧に審議されていることを改めて確認ができました。

今後も引き続き、呉市の特別支援学級の子供たちのために、教育委員会と各学校との連携の下に丁寧な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、令和5年度に呉市立義務教育諸学校の特別支援学級で

使用する教科用図書は、原案どおり採択することに御異議はございませんか
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、令和5年度に呉市立義務教育諸学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原案どおり採択することに決定されました。

教議第44号 臨時代理の承認について（学校給食の提供方法について（報告））

教 育 長 次に、日程第8の教議第44号「臨時代理の承認について（学校給食の提供方法について（報告））」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

新 谷 主 幹 教議第44号「臨時代理の承認について（学校給食の提供方法について（報告））」御説明いたします。

このことについて、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、昨日開催された市議会の文教企業委員会で行政報告を行い、今朝の中国新聞の呉・東広島版で報道された案件でございます。

学校給食の提供方法につきましては、冒頭6行にございますように、呉市小中学校給食検討委員会から提案のあった、既存の小学校の給食施設の有効活用により、旧呉市内の中学校に全員喫食の食缶制給食の提供を早期に開始することといたしました。

また、将来的には、呉市の学校給食が抱える諸課題に対応した給食提供体制の構築を目指します。

その実現方法や時期につきましては、まず、1の既存給食施設活用案（早期実現案）を御覧ください。

(1)提供方法でございますが、旧呉市内の既存の小学校の給食施設に最小限の施設改修等を行い、親子方式により近くの中学校に食缶製の温かい給食を届けます。

なお、親子の組合せについては、基本的に中学校区単位といたします。

(2)期待される効果でございますが、ア 市民ニーズへの対応、イ 不公平感の解消、ウ 少子化に対応した適正規模の給食施設の整備といったことが可能になります。

(3)概算事業費でございますが、親校の調理能力を上げるための調理器具・備品の更新や必要最小限の施設改修、子校に給食を届けるための車両や食缶・食器の購入などに、3年間で約5億5千万円の整備費が必要になるものと考えております。

(4)スケジュールでございますが、令和4年度からの3年間で小学校の給食施設を改修し、令和5年度から令和7年度までの間で、順次、旧呉市内の中学校で全員喫食の食缶制給食の提供を開始いたします。

続きまして、2の将来的な給食施設の整備でございます。

(1)給食施設の整備につきましては、既存給食施設活用案では、給食施設の老朽化への対応、学校給食衛生管理基準への対応、少子化に伴う給食施設の適正規模への対応といった呉市の学校給食が抱える諸課題を解決することができませんので、将来的には、検討委員会の提案を参考にして、親子方式の給食施設や共同調理場を

新たに建設するなど、経費的に優位性があり、また、より安全・安心で子供たちに喜ばれる給食が提供でき、さらには、学校の働き方改革にも寄与する給食施設の整備を目指す必要があると考えております。

なお、施設の整備に当たっては、PPP/PFIの導入の検討のほか、民間調理施設の活用など、より費用対効果の高い給食提供体制についても柔軟に検討したいと考えております。

(2)スケジュール案でございますが、望ましい給食施設の整備について、令和7年度から5年程度の検証・検討を行い、令和17年度を目途に新しい給食提供体制を構築することを目指したいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第8の教議第44号「臨時代理の承認について（学校給食の提供方法について（報告））」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

小 谷 委 員 先日、呉市の総合計画審議会の会議がありまして、それに出席いたしました。その中で市民からの声として「デリバリー給食は誰も食べたがらない。」「おいしい給食を早期に提供してほしい。」という強い要望がありましたが、今のお話と今日の新聞を見て安心しました。なるべく早い実現をお願いしたいと思います。

吉 中 委 員 今まで保護者も生徒も強く望んでいたことが、実際にこのような形になって動き始めたということをうれしく思っております。

給食検討委員会の意見もしっかり反映していただいているようですので、このまま進めていただきたいと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいですか。
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。
それでは、これより非公開の議題に入ります。
(16:12)

教議第45号 臨時代理の承認について（呉市立天応学園におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について）

教 育 長 それでは、日程第9の教議第45号「臨時代理の承認について（呉市立天応学園におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

蒲 原 課 長 それでは、9月市議会の文教企業委員会に行政報告いたします。教議第45号「臨時代理の承認について（呉市立天応学園におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について）」御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

呉市立天応学園におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入

につきまして、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

呉市立天応学園は、令和5年4月に開校する、呉市初の義務教育学校でございます。

この天応学園において、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールを開校と同時に導入します。

それでは、ここからは、文教企業委員会行政報告資料を基に御説明いたします。資料14ページを御覧ください。

1のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）についてです。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成16年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により制度化され、その後、平成29年の同法の一部改正により、教育委員会は、所管の学校ごとに学校運営協議会を置くことが努力義務とされました。

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができます。

次に、下の四角囲みを御覧ください。

学校運営協議会の主な役割についてお示ししております。

資料15ページを御覧ください。

2の公立学校におけるコミュニティ・スクールの導入の現状についてです。

(1)全国においては、令和3年5月1日現在、導入率は33.3%でございます。四角囲みのグラフにあるように、全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数は、年々増加傾向にあります。

(2)広島県においては、令和4年4月1日現在、市町立小・中・高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び県立学校への導入率は51%です。

(3)呉市においては、現在のところ、導入している学校はございません。

次のページを御覧ください。

3の呉市立天応学園にコミュニティ・スクールを導入する意義についてです。

平成30年7月の西日本豪雨災害以降、天応中学校は天応小学校に仮移転し、教育活動を続けてきました。その天応地区に、令和5年4月、新たに呉市立天応学園を開校します。

天応学園は、これまで呉市が進めてきた小中一貫教育を基盤として、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行う呉市初の義務教育学校です。

天応地区においては、これまで、「学校づくりワークショップ」や「天応地区義務教育学校開校準備委員会」を通して、児童生徒、教職員、保護者や地域住民が天応学園開校に向けた様々な検討を行うなど、地域の力を学校運営そのものに生かすための基盤があります。こうした地域の実情を踏まえ、天応学園にコミュニティ・スクールを導入します。

4の今後の方向性については、天応学園の取組を検証し、他校での設置について検討します。

5の今後のスケジュールについては、表にお示ししているとおりです。令和5年4月の開校と同時にコミュニティ・スクールを導入することができるよう、今後、保護者・地域への説明会や教職員の研修会、学校運営協議会委員の選定等、行ってまいります。

以上で、説明を終わります。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第9の教議第45号「臨時代理の承認について（呉市立天応学園におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 　コミュニティ・スクールにおいては呉市立天応学園の成り立ちから現在の状況を考えて天応が最初でよろしいと思っております。

そこで質問なのですが、学校運営協議会の委員さんはどのようにして決まるのですか。

蒲原課長 　学校運営協議会の委員につきましては、教育委員会が任命することになります。任命につきましては、校長の意見を聞き、それを反映させるようにしたいと考えていますが、最終的には教育委員会の判断で任命することとなっております。

佐々木委員 　選任については分かりました。任期についてはどうなっていますか。

蒲原課長 　任期は1年間と考えております。

佐々木委員 　任期が1年では事業が中途になったり、また、責任が果たせない等が考えられますが、その辺りはどのようにお考えですか。

蒲原課長 　今言われたような心配はあろうかと思いますが、任期は1年とし、再任も可能としたいと考えています。

佐々木委員 　教育委員会が任命することになりますので、校長の意見をしっかりと聞いた上で進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

吉中委員 　コミュニティ・スクールが導入されることによって、現行の制度と何か変わるころはありますか。

蒲原課長 　学校評議会、学校関係者評価委員会というものがございます。これらの会は、校長が学校運営の基本方針を策定し、それに対して委員の方に意見を頂くといった形になりますが、学校運営協議会では、まず校長が学校運営の基本方針を立案し、それを学校運営協議会が承認するといったこととなります。つまり、学校の目標、ビジョン、こういったものは地域の人と一緒に考える。そういった意味においてこれまでとは大きく異なると考えております。

吉中委員 　現行の意見をする立場からコミュニティ・スクールが導入されると承認する立場になるということですが、「意見をする」から「承認する」となると今までとは大きく変わると思うのですが、この制度を取り入れたときに起こり得るデメリット等はありませんか。

蒲原課長 　新たな取組となりますので、学校の教職員、地域の方に制度が定着するまで時間を要するということが考えられます。また、定着した後、学校運営協議会委員と校長との間で意見が食い違ったり共通認識が持てなかったりした時に学校運営に支障を来すことが考えられます。そのようなことにならないように、学校と地域や保護者が力を合わせて学校運営に取り組むことができるよう、しっかり支援していきたいと考えております。

- 吉中委員 デメリットについて説明していただきましたが、天応学園においてはその基盤があるということで、まず天応学園に導入することがふさわしいと考えます。デメリットに対する対策をしっかりと取っていただいて、天応学園へのコミュニティ・スクール導入が成功することを期待します。
- 小谷委員 全国のコミュニティ・スクールの導入率は約33%で広島県でも51%もあるということですが、呉市では今までなかったことには理由はあるのですか。
- 蒲原課長 これまでは学校関係者評価委員会、学校評議員会から意見を聞くということで対応していたところですが、近年急激な社会の変化に伴い学校と地域を取り巻く問題が更に複雑化している状況でもあります。そういったことから学校運営協議会制度をしっかりと活用しながら地域とともにある学校を天応地区で目指していきたいと考えております。
- 小谷委員 学校運営協議会はどのくらいの頻度で開催されるようになるのでしょうか。
- 蒲原課長 学校の状況にもよりますが、年に3、4回程度と考えております。
- 教育長 いろいろな社会情勢の変化もそうですが、最初にこの天応学園でやるということについて最初の説明でもあったとおり、災害により町に大きなダメージを受けて、学校も被害を受けました。そんな中で天応の復興のシンボルとしてこの学校を新たにやっていきたいという思いと、それを支えてくれる地域住民、現在開校に向けて行っている校名校歌の準備委員会の中で地域の方からたくさんの意見を伺っている。そういった地域とともに成長している学校ですので、このコミュニティ・スクールの導入することによって、地域と一緒に町づくりのこと、防災のことをしっかり考えていく、そんな学校にしたいという思いで進めていきたいと考えています。ほかに御発言はありませんか。
- (なしの声)
- 教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいですか。
- (異議なしの声)
- 教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。

報告第22号 専決処分について（事故賠償）

- 教育長 次に、日程第10の報告第22号「専決処分について（事故賠償）」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 追原参事補 それでは、報告第22号「専決処分について（事故賠償）」を御説明いたします。資料19ページを御覧ください。
- まず、状況について御説明いたしますので、4の損害の状況を御覧ください。
- 本件は、令和4年3月20日午後1時15分頃、広島市南区出汐1丁目17番17号地先の一般国道2号上において、本校職員が運転するマイクロバスが、交差点に進入し左折をした際、同交差点に対向車線から進入し右折をしてきた相手方の自動車と接触し、これに損傷を与えたものでございます。
- 3行目に戻っていただきまして、このことにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年8月4日、市長が損害賠償に関する専決処分をしましたので、これを報告するものでございます。

1の賠償の理由につきましては、交通事故による車両損傷でございます。
2の賠償金額は、8万465円でございます。
3の賠償の相手方につきましては、呉市在住の個人でございます。
4の損害の状況につきましては、先ほど説明いたしましたように、車両相互の物
損事故で、既に修理済みでございます。

賠償金額につきましては、全国市有物件災害共済が適用され、保険会社を通じて
賠償の相手方に支払われております。

本件につきましては、9月市議会において、議会報告を行う予定でございます。
以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第10の報告第22号「専決処分について（事故賠償）」の
説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたし
ます。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第23号 専決処分について（事故賠償）

教 育 長 次に、日程第11の報告第23号「専決処分について（事故賠償）」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

宇 根 課 長 それでは、報告第23号「専決処分について（事故賠償）」御説明いたしますので、
資料の21ページを御覧ください

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、
8月5日に専決処分を行ったため、同条第2項の規定により議会への報告を行うに
当たり、これを報告するものです。

始めに、4の損害の状況を御覧ください。本件は、令和4年4月20日午後0時5
分頃、呉市広白石3丁目23番28号地先市道横路白石線上において、教育総務課職員
の運転する同課所管の軽貨物自動車は、対向車とすれ違うため当該市道の左端に停
止し、すれ違い後、発進した際、前方左側下部の確認を怠ったため、相手方所有の
ブロック塀に接触し、これに損傷を与えたものです。

1の賠償の理由を御覧ください。賠償の理由は、交通事故により、ブロック塀を
損傷させたことによるものでございます。

2の賠償金額は、5万2千8百円でございます。

3の賠償の相手方につきましては、呉市在住の個人でございます。

なお、本件によるけが人はありません。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第11の報告第23号「専決処分について（事故賠償）」の
説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたし
ます

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第46号 「教育委員会事務点検・評価報告書（令和3年度事務事業対象）」について

教 育 長 次に、日程第12の教議第46号「『教育委員会事務点検・評価報告書（令和3年度事務事業対象）』について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

宇 根 課 長 教議第46号「『教育委員会事務点検・評価報告書（令和3年度事務事業対象）』について」説明させていただきます。

資料は別冊になっておりますので、そちらを御覧ください。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて作成・報告するものでございます。

7月定例教育委員会会議において開催された教育委員の皆様との意見交換会を踏まえまして、報告書の最終案を提示させていただくものでございます。

前回の定例会を受けましての修正点は、報告書13ページから14ページにかけての小中学校のブロック塀対策の項目で、14ページの「5 担当課の評価」中、(1)自己点検・評価の評価結果を「B」としていたものを、「A」に改めております。

また、これに伴いまして、9ページの評価の一覧も合わせて「B」から「A」に修正いたしました。

本報告書は、議決後、9月市議会に提出、ホームページにて公表する予定としております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第12の教議第46号「『教育委員会事務点検・評価報告書（令和3年度事務事業対象）』について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします

佐々木委員 学校安全について伺いたいのですが、登下校の安全について、学校に対して自治会や地域住民の方々から学校安全に関わる地域の問題点の検討や協力要請がなされた場合に学校と自治会とで温度差があり、その対応に苦慮したケースがあったと聞き及んでおります。

学校安全に関わる問題は、常日頃から地域や自治会その他の関係団体の協力なくしては成し遂げられないと思っております。子供たちを取り巻く全ての関係者が協力を惜しまずにより密接に相互協力を成し、最善策を見付けて行動しなければならないことは周知の通りだと思います。そこで、地域住民や自治会から積極的に提言や要請があった場合は、真摯に問題点を受け止め、密接な連携の下に、より良い関係性の構築を目指すように改めて学校へ指導をお願いしたい。

伊 藤 課 長 地域の方々の声を聞きながら改善をしていくということは、とても大切なことだと考えております。登下校の安全につきましても、子供たちのことを見守ってくださっている地域の方々の声をしっかり聞きながら改善していくよう、改めて学校に指導してまいりたいと思っております。

佐々木委員 今の話を聞きまして安心しました。地域の方にお伝えしたいと思えます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます

教議第47号 臨時代理の承認について（令和4年度教育費補正予算）

(非公開案件です。)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(1 6 : 3 2)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 森 尾 敬 介)

(委 員 佐々木 元)

(令和4年8月25日定例会)